

独立行政法人国際協力機構中部国際センターと愛知大学
との連携・協力に関する覚書

独立行政法人国際協力機構中部国際センターと愛知大学（以下「大学」という。）は、2012年4月に大学の一部機能が、ささしまライブ24地区に移転することから、グローバル化の時代における名古屋の国際化、特に笹島地区における国際協力拠点の形成とそのための人材育成に寄与することを目的として、覚書を締結する。

（連携・協力事項）

第1条 本覚書に基づく連携・協力の対象は、次のとおりとする。

- （1） JICA 活動への大学の教職員、学生等の参加
- （2） 大学による国際協力に関する連携講座等への JICA 職員・研修員等の参加
- （3） 施設の相互利用促進
- （4） 前各号に掲げるもののほか、双方が合意する事項

（経費負担）

第2条 前条に定める連携・協力の実施については、双方それぞれの予算措置、規程の範囲内で行うものとし、本覚書により双方は相手方に対して新たに特定の経費負担の義務を負うものではない。

（覚書の窓口）

第3条 本覚書に基づく連携・協力の推進のため、双方に事務担当窓口を設置する。

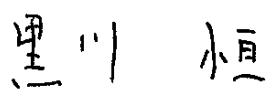
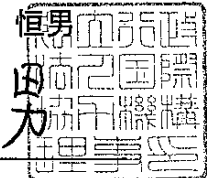
（期間）

第4条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から1年間とする。但し、この覚書の有効期間満了の2か月前までに、双方いずれかからも改廃の申し入れがない場合には、自動的に更新される。

本覚書は2通作成し、双方がそれぞれ1通を保有する。

平成24年3月5日

独立行政法人国際協力機構
理事

黒川 恒男



愛知大学
学長

佐藤 元彦
